

事務連絡
令和5年5月15日

各都道府県建設リサイクル法担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令等の補足説明及び運用について」の一部訂正について

令和5年3月31日付事務連絡「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令等の補足説明及び運用について」について、別紙「新旧対照表」のとおり一部訂正いたしましたので、お知らせいたします。

貴部局におかれましては、貴管内市町村リサイクル担当部局に対して周知いただきますようお願い申し上げます。